

診療所の開設手続について

「臨床研修等修了医師」又は「臨床研修等修了歯科医師」の方(個人)で、秦野・伊勢原市内に診療所を開設しようとするときは、平塚保健福祉事務所秦野センターに開設手続(届出書の提出)が必要となります。

- 相談のために来所される場合、事前に御連絡(相談予約)をお願いします。
(0463)82-1428 管理企画課(診療所担当)
- 提出部数は、1部ですが、届出書の写しを持参していただければ、收受印を押印し、「控」として返却します。

1 開設届(医療法第8条)

開設後 10 日以内に「診療所開設届(第6号様式)」の提出が必要です。

※ 法人等開設の場合の「開設届(第5号様式)」ではありません。

※ 「開設」とは、「診療開始日」ではなく、診療体制(患者を受け入れられる体制)が整った状態をいいます。保険医療機関の指定手続の日程などを考慮して「開設日」を設定して下さい。

必要書類	備考	チェック欄
診療所開設届 (第6号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項を記載の上、開設後 10 日以内に提出してください。 ・ 開設者の押印は不要です。 	
添付書類		
開設者の医師免許証・歯科医師免許証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照合を行いますので、提出の際は免許証原本を持参して下さい【従事する方全員分】。 ・ 免許証原本持参によらず、開設者による原本証明も可能です。 	
診療に従事する医師・歯科医師、業務に従事する薬剤師の免許証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者個人の「印鑑登録証明書」を添付 ・ 開設者本人分は証明不可 (免許証原本を提示のこと) 	
開設者の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書式は任意ですが、職歴欄の最終を今回届け出る診療所として下さい(○年○月○○管理者就任等)。 	
診療に従事する医師・歯科医師、業務に従事する薬剤師の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書式は任意です【従事する方全員分】。 ・ 職歴欄の最終について、今回届け出る診療所に就業した旨の記載として下さい。 	

必要書類		備考	チェック欄
管理者の臨床研修 修了登録証の写し	<p><提出が必要な方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医籍登録が平成16年4月1日以降の医師 ・ 歯科医籍登録が平成18年4月1日以降の歯科医師 		
診療に従事する 医師・歯科医師の 臨床研修修了登録 証の写し			
敷地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビル等の一部の時は、当該フロア全体の平面図を提出して下さい。 		
敷地周囲の見取図 (周辺地図、案内図)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図上に、所在地を明記して下さい。 ※ 新規開設の場合、後日、現地確認をさせていただきますので、近傍の目印等を明記して下さい。 		
建物の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各室の用途を明示してください。 ・ 寸法を明示してください。 ・ 複数階にわたる場合には、全ての階が必要となります。 		
<p><自己所有の場合> 土地・建物の登記 事項証明書</p> <p><賃借の場合> 土地・建物賃貸借 契約書の写し</p>	<p><賃借の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者が契約している必要があります。 ・ 賃借権登記の場合は、当該建物の登記事項証明書の写しでも差し支えありません。 		
麻酔科標榜許可書 の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻酔科を標榜する場合に添付してください。 		

<参考>開設届(第6号様式)の記載(主な項目)について

○ 提出日(届出書右上に記載する日付)

→ 保健所への提出日となります。

○ 開設年月日

→ 前記提出日より前の日付となります。(提出日は開設後(10日以内)となるため)

○ 診療を行おうとする科目

→ 全ての診療科目を記載して下さい。なお、標榜できる診療科名には、法令の定め※があります。

※ 医療法施行令第3条の2/医療広告ガイドライン(厚生労働省)を参照してください。

○ 開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又はこれらに勤務する者であるときはその旨

→ 他に開設管理している病院・診療所がある場合、原則開設・管理者になれません。この場合、別の手続きが必要となる場合がありますので、予めご相談下さい。

○ 従業者の定員

→ 職種ごと、常勤・非常勤の人数を記載して下さい。

○ 敷地の面積・平面図

→ 「別紙のとおり」と記載の上、該当平面図を添付して下さい。

○ 建物の構造概要・平面図

→ 「別紙のとおり」と記載の上、該当平面図を添付して下さい。

○ 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する薬剤師の氏名

→ 従事者ごと記載を行って下さい。

2 エックス線装置設置届(医療法第15条第3項)

診療用のエックス線装置の設置後、10日以内にエックス線装置設置届(第20号様式)を提出して下さい。

必要書類	備考	チェック欄
エックス線装置設置届 (第20号様式)	<ul style="list-style-type: none">・ 必要事項を記載の上、設置後10日以内に提出して下さい。・ 設置するエックス線装置1台ごとに作成して下さい。	
添付書類		
平面図及び側面図	<ul style="list-style-type: none">・ エックス線診療室の隣接、上階及び下階の室等の名称・ エックス線装置の位置及び照射方向・ エックス線管、透視台及び撮影台から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離・ 管理区域及びその標識の位置(管理区域のある場合) ※ 上記書類の縮尺は、50分の1として下さい。	
エックス線診療室 放射線量測定記録		

3 開設後の変更に係る手続きについて(医療法施行令第4条第3項)

開設時に届出をした内容に変更が生じた場合は、10日以内に変更届(第8号様式)を提出して下さい。

※ 診療日時、従事医師の変更についても届出が必要となります。

※ 診療所を移転する場合は、原則として廃止・開設の手続きとなります。

届出に必要な様式は、神奈川県ホームページよりダウンロード可能です。

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/cnt/f533899/index.html>

問合せ先

〒257-0031

神奈川県秦野市曾屋2-9-9

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター

管理企画課(診療所担当)

電話 (0463)82-1428